

別紙12 必要諸室及び仕様

諸室		室の主な利用用途	特記事項	面積 ㎡	電気設備				機械設備			
					照度 LX	電話	アンテナ 端子	その他	空調	給排水	給湯	洗面台
【一般共通事項】 ・利用者や来場者が通常利用する諸室(エントランス等含む)については、県産材を積極的に活用するとともに、広がりや明るさを感じさせる空間とするなど、圧迫感のない形態・色彩・照明計画とし、高品質なものとする。こと。 その他、資材や物品等の調達について、県産品や県内事業者を積極的に活用するほか、ユニバーサルデザインの観点にも十分配慮すること。 ・エントランスホール、ホワイエ、ロビー(適宜)、展望スペース等の内装仕上げについては、木材や石材を有効的に活用するなど、明るさを感じられ、高品質なものとする。こと。 ・各諸室については、隣接する諸室の利用用途を踏まえ、必要に応じて、騒音を考慮した間仕切り壁とするとともに、天井については、岩綿吸音板の採用や天井裏にグラスウールを敷きこむことなどによる吸音、遮音に配慮すること。 ・窓には全てカーテン、ブラインドもしくはロールスクリーンを設け、必要に応じ遮光装置や、電動仕様とすること。 ・特記事項に記載のない床荷重については、利用用途に応じた床荷重を設定すること。 ・特記事項や電気・機械設備に記載がないものについても、積極的に創意工夫を発揮した提案を期待する。												
1	メインアリーナ 関連	メインアリーナ	県大会をはじめ、全国・国際大会等の各種大会やコンサート・イベント等で利用。MICEの開催時には、開会式会場や展示会場等として利用。 ・床については、スポーツ利用に最適で、コンサート・イベントなど多目的利用においても機能的であり、耐久性に優れた仕様とすること。また、大型車両(11tトラック以上)での直接搬入が可能な床構造(集中荷重5t以上)とすること。床仕上げは、体育館用長尺弾性塩ビシートとすること。 床下地の構造は、事業者の提案とする。ただし、コンクリートスラブに直接体育館用長尺弾性塩ビシートを敷設することは不可とする。 ・大会・イベント主催者の利便性を確保するために、電源設備等を充実させること。 ・支柱埋込み金物については、十分な強度を確保し、金物表面は床と同一材加工とすること。 ・各種競技において通常必要とされる衝撃に耐え得る壁面強度とし、壁面の保護や設備機器等の保護など対策を講じること。また、音響対策に十分配慮し、残響が少なくなる工夫を適宜行うこと。 ・壁面及び床面の色は、各種競技で使用するボールやシャトルなどの視認性に配慮した配色とすること。 ・天井高さについては、競技面の全ての位置で新体操やトランポリンなどを含む各種競技に対応するとともに、大型映像装置の設置も想定した高さとする。こと。 ・分割利用に対応できる照明設備、複数面同時利用時に、特定のコートに向けたアナウンスが可能となるよう指向性に配慮した音響設備とすること。 ・天井については、大型映像装置や照明、音響設備等の設置を想定した吊り荷重の昇降装置を設置すること。また、国旗等を掲揚するため、速度可変式昇降装置付フラッグボタンを設置すること。 ・プロスポーツやイベント開催時等における演出や、式典等に利用することも想定し、吊ボタン及び電気音響、照明設備を設けること。 ・大型映像装置と連動可能な館内共聴設備を設置すること。 ・競技フロアの分割利用を想定し、天井収納式電動間仕切(2分割以上)を設置し、天井収納時は大会やイベント時の視認性に配慮した仕様とすること。 ・室内への搬出入車両出入口及び動線は、荷捌き場及び外部から直接大型車両(11tトラック以上)が入る大きさの出入口とし、室内の床面への影響を考慮した動線計画とすること。 ・大規模イベントの観覧者の休憩時等の滞留に係る安全性を考慮し、十分な滞留空間を確保するためのコンコースを設けること。 ・サブアリーナ、器具庫への動線に配慮すること。 ・器具庫への動線上にある出入口については、器具庫に保管するスポーツ用具が余裕をもって搬出入できる大きさとする。こと。 ・風の影響を受けやすい競技に配慮した空調換気計画を行うこと。 ・遮音、吸音に配慮すること。 ・プロスポーツ時等に、安定した撮影等が行えるよう、フリッカファクターを抑える照明計画とすること。 ・アリーナ内へは外光の入射により、競技に支障がでないよう配慮すること。 ・アナウンスや審判の声が聞き取りやすい音環境をつくること。 ・練習や一般利用時等で必要十分な値に調光できるシステム設定とし、かつ部分的な点灯・消灯ができるようにすること。	3,726～	2,000～		○	○ 音響 ○ 調光	○			
2		メインアリーナ観客席	メインアリーナの観客席として利用。 ・プロスポーツやコンサート等の開催を想定し、8,000席以上の観客席を設けること。(参考:固定席4,300席程度、可動席2,000席程度、移動席1,900席程度) ・車いす使用者用の観客席への誘導動線は、利便性に配慮すること。 ・VIP・VVIPラウンジと隣接してVIP席,VVIP席を設置すること。 ・VIP席,VVIP席については、一般観客席に比べ、シートやサービスのクオリティが高い席とし、一般入口との動線計画に配慮すること。VVIP席については、セキュリティーにも配慮すること。 ・利用目的に応じた観覧席数の調整を容易にできるよう、可動席はロールバック形式のものを基本とする。 ・固定席及び可動席については、全ての座席にチケットに表記するための番号・記号を取り付けることとし、移動席については着脱式プレートとすること。 ・可動席及び移動席が設置・展開された状態で、各種競技のセンターコートでの試合が可能となる計画とすること。 ・可動席について、固定席からの出入りが可能とすること。 ・観客席の整備は、利用者の快適性に配慮し、観客席間の人の動線を十分に確保するとともに、長時間の観覧に耐え得る仕様とすること。また、残響が少なくなる仕様とすること。 ・固定席・可動席については、カップホルダー付きのものを基本とすること。なお、通路通行時の妨げとならないよう配慮すること。 ・全ての観客席から競技フロアが見えやすい計画とし、フルコート使用時・センターコート使用時それぞれにおけるサイトラインに配慮した計画とすること。 ・競技フロアを見渡せる位置に、試合を取材するメディア等が活用できるテーブル席・スペースを設けること。 ・アプローチデッキからの動線に配慮すること。 ・様々な来場者のニーズに対応できるよう工夫を行うこと。	適宜	500～			○ 可動席	○			

別紙12 必要諸室及び仕様

諸室			室の主な利用用途	特記事項	面積 ㎡	電気設備				機械設備				
						照度 LX	電話	アンテナ 端子	その他	空調	給排水	給湯	洗面台	
3		VIPラウンジ	VIP専用のラウンジとして利用。 通常は一般の応接室等として利用可能な計画とする。	・観客や一般利用者と動線区分が可能な計画とすること。 ・アリーナ全体を見渡せる場所に設置すること。 ・VIP席へ行き来ができるようにすること。 ・フレキシブルな活用ができるよう、可動間仕切り(3分割程度)を設置すること。なお、間仕切りは遮音タイプとすること。 ・県産品を積極的に活用し、鹿児島らしさが感じられる設えとすること。 ・ラウンジ内または、周辺に優先的に使用できるトイレを配置すること。	118～	500～	○	○		○				
4		VVIPラウンジ	VVIP専用のラウンジとして利用。 通常は特別な応接室等として利用可能な計画とする。	・一般利用者とは異なる動線からスムーズに出入りできるようにするなど、セキュリティーレベルの高い計画とすること。 ・VIPラウンジとの差別化を図ること。 ・アリーナ全体を見渡せる場所に設置すること。 ・専用便所と専用洗面所(要温水)を設置すること。 ・サービスのため専用パントリー(要温水)を設置すること。 ・県産品を積極的に活用し、鹿児島らしさが感じられる設えとすること。 ・VVIP席へ行き来ができるようにすること。	40～	500～	○	○		○	○	○	○	
5		メインアリーナ器具庫	メインアリーナで使用する什器備品等を収納。	・メインアリーナへの器具の搬出入が容易な計画とすること。 ・サブアリーナへの搬出入を想定した動線に配慮すること。 ・将来的な収納量の増大にも対応できるよう、十分な規模の確保や工夫を行うこと。 ・利用しやすい位置に分割配置することも可能とする。 ・保管物品の状態を適切に保つために湿気対策を講じること。 ・機材搬入路との関係に留意するとともに、収納するスポーツ用具等を余裕をもって搬出入できる大きさの出入口とすること。 ・面積に応じて適切な数の出入口を設けること。	適宜	100～								
6		放送・記録室	・公式試合の記録のために利用。 ・プロスポーツやコンサート等の大規模イベント時には、音響設備調整室、大型映像設備調整室として利用することも想定する。	・会議室1(運営本部室)に隣接して設置すること。 ・競技フロアを見渡せる位置に配置すること。 ・4人程度の利用を想定する。 ・遮音・吸音に配慮すること。	18～	500～		○	○ 放送	○				
7	サブアリーナ 関連	サブアリーナ	一定規模の大会開催をはじめ、メインアリーナを主会場とする大会やイベント等の開催時におけるサブ会場、アップ会場、コンサート開催時におけるグッズ販売会場として利用。 日常の県民利用(アマチュアスポーツ)などでも利用(利用頻度が高い)。 また、MICEの開催時には、講演やシンポジウム等の会場として利用。	・床については、メインアリーナと同一の床仕上げとすること。 床下地の構造は、事業者の提案とする。ただし、コンクリートスラブに直接体育館用長尺弾性塩ビシートを敷設することは不可とする。 ・支柱埋込み金物については、十分な強度を確保し、金物表面は床と同一材加工とすること。 ・各種競技において通常必要とされる衝撃に耐え得る壁面強度とし、壁面の保護や設備機器等の保護など対策を講じること。 ・天井高さについては、競技面の全ての位置で新体操やトランポリンなどを含む各種競技に対応できる高さとすること。 ・分割利用に対応できる照明設備、複数面同時利用時に、特定のコートに向けたアナウンスが可能となるよう指向性に配慮した音響設備とすること。 ・壁面及び床面の色は、各種競技で使用するボールやシャトルなどの視認性に配慮した配色とすること。 ・アリーナ内へは外光の入射により、競技に支障がでないよう配慮すること。 ・メインアリーナ、器具庫への動線に配慮すること。 ・器具庫への動線上にある出入口については、器具庫に保管するスポーツ用具が余裕をもって搬出入できる大きさとする。 ・風の影響を受けやすい競技に配慮した空調換気計画を行うこと。 ・式典等に利用することを想定し、吊バトンならびに電気音響、照明設備を設けること。 ・アナウンスや審判の声が聞き取りやすい音環境をつくること。 ・練習や一般利用時等で必要十分な値に調光できるシステム設定とし、かつ部分的な点灯・消灯ができるようにすること。 ・壁面固定折畳バスケットゴールを2面分設置すること。 ・防球ネットを適宜設置すること。	1,564～	1,500～		○	○ 音響 ○ 調光	○				
8		サブアリーナ観客席	サブアリーナの観客席として利用。	・競技フロアの上階に500席程度の観客席を設けること。また、当該フロアの全周からサブアリーナを立ち見で観覧できる、幅2.5m以上の観覧スペースを設けること。 ・車いす使用者用の観客席への誘導動線は、利便性に配慮すること。 ・上記観覧スペースは、車いす使用者の観覧を想定した仕様とすること。	適宜	500～				○				
9		サブアリーナ器具庫	サブアリーナで使用する什器備品等を収納。	・サブアリーナへの器具の搬出入が容易な計画とすること。 ・メインアリーナへの搬出入を想定した動線に配慮すること。 ・サブアリーナに直接器具の出し入れが可能であれば、No.4「メインアリーナ器具庫」と兼ねることも可能とする。なお、その際は1,120㎡以上とすること。 ・将来的な収納量の増大にも対応できるよう、十分な規模の確保や工夫を行うこと。 ・利用しやすい位置に分割配置することも可能とする。 ・保管物品の状態を適切に保つために湿気対策を講じること。 ・機材搬入路との関係に留意するとともに、収納するスポーツ用具等を余裕をもって搬出入できる大きさの出入口とすること。	適宜	100～								
10			放送・記録室	・公式試合の記録のために利用する。 ・プロスポーツやコンサート等の大規模イベント時には、音響設備調整室、大型映像設備調整室として利用することも想定する。	・競技フロアを見渡せる位置に、配置すること。 ・会議室8(運営本部室(サブアリーナ))に隣接して設置すること。 ・4人程度の利用を想定する。 ・遮音・吸音に配慮すること。	18～	500～		○	○ 放送	○			

別紙12 必要諸室及び仕様

諸室			室の主な利用用途	特記事項	面積 ㎡	電気設備				機械設備			
						照度 LX	電話	アンテナ 端子	その他	空調	給排水	給湯	洗面台
11	武道場 関連	武道場	武道競技の大会開催をはじめ、メインアリーナやサブアリーナを主会場とする大会やイベント等の開催時におけるアップ会場、控室としての利用及び日常の県民利用。 MICE の開催時には、ワークショップ、パネルディスカッション等の会場として利用。	・柔道や剣道の公式試合場が4面設置できること。 ・武道競技に最適な床とすること。 ・可動間仕切りにより2部屋に分割できるようにし、分割後の1部屋は柔道の公式試合場が2面、1部屋は剣道の公式試合場が2面設置できること。 ・可動間仕切りは遮音タイプとすること。 ・汗等の臭気がたまらないように出来る限り自然換気、自然通風を確保すること。 ・1階以外に設置する場合には、騒音や振動の階下への影響や利用動線に配慮すること。	841～	1,000～	○	○		○			
12		武道場観客席	武道場の観客席として利用。	・400席程度の観客席を設けること。 ・2部屋に分割した場合でも各部屋に100席以上設けられること。 ・車いす使用者用の観客席への誘導動線は、利便性に配慮すること。 ・競技面より位置を高くするなど視認性に配慮すること。	適宜	500～				○			
13		武道場器具庫	武道場で使用する什器備品等を収納。	・武道場への器具の搬出入が容易な計画とすること。器具庫は、武道場に直接器具の出し入れが可能であれば、メインアリーナやサブアリーナの器具庫と兼ねることも可とする。 ・武道用のすべての用具が収納できること。 ・利用しやすい位置に分割配置してもよい。 ・保管物品の状態を適切に保つために湿気対策を講じること。 ・機材搬入路との関係に留意するとともに、収納する武道用具等を余裕をもって搬出入できる大きさの出入口とすること。	適宜	100～							
14	弓道場 関連	近的弓道場	大会の会場や日常の県民利用。	・12人立ちの規模とすること。 ・射手が待機できるスペースとして射場後方に控席を確保すること。 ・弓道競技に最適な床とすること。 ・防矢ネット、矢除板等により安全対策を行うこと。 ・的場に直射日光ができるだけ当たらないよう計画すること。 ・遠的弓道場と可能な限り隣接して設置すること。	875～	500～	○	○		○			
15		遠的弓道場	大会の会場や日常の県民利用。	・6人立ちの規模とすること。 ・射手が待機できるスペースとして射場後方に控席を確保すること。 ・弓道競技に最適な床とすること。 ・防矢ネット、矢除板等により安全対策を行うこと。 ・的場に直射日光ができるだけ当たらないよう計画すること。 ・近的弓道場と可能な限り隣接して設置すること。	852～	500～	○	○		○			
16		弓道場観客席	弓道場の観客席として利用。	・近的・遠的弓道場双方に150席程度の観客席を設けること。近的・遠的弓道場が隣接する場合は、兼ねることも可とする。 ・車いす使用者用の観客席への誘導動線は、利便性に配慮すること。 ・観客席は、可能な限り、射場からの場に向かって右側に配置すること。 ・防護スクリーン等を設ける等安全対策を行うこと。 ・観客席から見やすい位置に得点ボードを設置すること。	適宜	500～				○			
17		稽古室	稽古に利用。	・近的・遠的弓道場双方に巻藁、鏡を設置すること。 ・近的・遠的弓道場と一体となった提案も可とする。	適宜	500～				○			
18		弓道場器具庫	弓道場で使用する什器備品等を収納。	・弓道場への器具の搬出入が容易な計画とすること。器具庫は、弓道場に直接器具の出し入れが可能であれば、メインアリーナやサブアリーナ、武道場の器具庫と兼ねることも可とする。 ・弓道用のすべての用具が収納できること。 ・利用しやすい位置に分割配置してもよい。 ・保管物品の状態を適切に保つために湿気対策を講じること。 ・機材搬入路との関係に留意するとともに、収納する弓道用具等を余裕をもって搬出入できる大きさの出入口とすること。	適宜	100～							
19	スポー ツ 関連 諸室	多目的室	・エアロビクス、ダンス、ヨガ、卓球利用など多様な種目や人数で利用。 大会時は会議室やカメラマン室等としても利用。	・可動間仕切りにより3分割以上可能とし、少人数での利用に対応すること。 ・可動間仕切りは遮音タイプとすること。 ・分割した1室以上に、壁面鏡、バレエバーを設置すること。なお、壁面鏡については、壁面と同一仕上げの戸などにより、隠すことができるものとする。	220～	500～			○ 音響 ○ 調光	○			
20		トレーニング室	各種トレーニング器具を設置し、筋力トレーニング等に利用。	・幅広い体カレベルの利用者に対応したトレーニング機器を設置すること。	390～	300～		○		○			

別紙12 必要諸室及び仕様

諸室			室の主な利用用途	特記事項	面積 ㎡	電気設備				機械設備			
						照度 LX	電話	アンテナ 端子	その他	空調	給排水	給湯	洗面台
21	控室兼更衣室関係	控室兼更衣室1	スポーツ選手やイベント関係者等が使用する控室・更衣室として利用。	・4室(1室100㎡以上)設置すること。 ・メインアリーナに直接かつ安全にアクセスできるとともに、観客や一般利用者、報道関係者と動線区分が可能な計画とすること。 ・プロスポーツや国際大会など、主として利用を想定する2室は、同規模であり、機能、快適性においても同一とすること。 ・ロッカー、ベンチ、テーブル、ホワイトボードを設置すること。 ・シャワールーム、洗面台、トイレ等を整備すること。なお、これらの設備は、2室(チーム)が共用で利用することを想定した提案も可とする。 ・車いす利用者が使用できるシャワーブースと更衣ブースを男女1か所以上設けること。 ・サブアリーナで行われる試合、イベント時等にも利用できるよう、配置・動線に配慮すること。 ・スポーツ競技以外でも多目的に活用できるよう配慮すること。	400～	500～	○	○		○	○	○	○
22		控室兼更衣室2	審判員の控室、更衣室として利用。	・2室(1室30㎡以上)設置すること。 ・メインアリーナに直接かつ安全にアクセスできるとともに、観客や一般利用者、報道関係者と動線区分が可能な計画とすること。 ・ロッカー、椅子、テーブル、ホワイトボードを設置すること。 ・シャワールーム、洗面台、トイレ等を整備すること。 ・サブアリーナで行われる試合、イベント時等にも利用できるよう、配置・動線に配慮すること。 ・スポーツ競技以外でも多目的に活用できるよう配慮すること。	60～	500～	○	○		○	○	○	○
23		控室兼更衣室3	一般利用者のための更衣室として利用。 スポーツ大会時には選手用の控室、更衣室としても利用。	・4室(1室30㎡以上)以上設置すること。なお、2室設置し、間仕切り(遮音タイプ)により4室以上に分割する提案も可とする。 ・サブアリーナ、多目的室への動線に配慮すること。 ・ロッカー、椅子を設置すること。 ・シャワールーム、洗面台、トイレ等を整備すること。 ・ドライゾーンとウェットゾーンを明確に区分したゾーニングとすること。 ・車いす利用者が使用できるシャワーブースと更衣ブースを男女1か所以上設けること。	120～	500～	○	○		○	○	○	○
24		控室兼更衣室4	多目的な活用が可能な控室、更衣室として利用。 プロスポーツ時にはモッパ、ボールリトリバーの控室、更衣室としても利用。	・メインアリーナ及びサブアリーナへの動線に配慮すること。 ・ロッカー、椅子を設置すること。 ・控室として多目的に活用できるとともに、モッパ、ボールリトリバーの控室、更衣室として必要な設備を設けること。 ・車いす利用者が使用できるシャワーブースと更衣ブースを男女1か所以上設けること。 ・シャワールーム、洗面台、トイレ等を整備すること。	30～	500～	○	○		○	○	○	○
25		控室兼更衣室5	一般利用者のための更衣室として利用。 スポーツ大会時には選手用の控室、更衣室としても利用。	・武道場への動線に配慮すること。 ・ロッカー、椅子を設置すること。 ・2室以上設置すること。 ・武道場利用者数を考慮した広さとすること。	適宜	500～	○	○		○	○	○	○
26		控室兼更衣室6	一般利用者のための更衣室として利用。 スポーツ大会時には選手用の控室、更衣室としても利用。	・弓道場への動線に配慮すること。 ・ロッカー、椅子を設置すること。 ・2室以上設置すること。 ・弓道場利用者数を考慮した広さとすること。 ・「控室兼更衣室5」と兼ねる提案も可とする。その際は、武道場及び弓道場への動線に配慮すること。	適宜	500～	○	○		○	○	○	○
27		控室兼更衣室7	障がい者とその介護者が同時に使用できるなど、多目的更衣室として利用。	・メインアリーナ及びサブアリーナへの動線に配慮すること。 ・性別にとらわれず、障がい者とその介助者などが同時に利用できる規模とし、独立して2室以上設置すること。 ・シャワー、トイレ、洗面台等を設置すること。	適宜	500～				○	○	○	○

別紙12 必要諸室及び仕様

諸室			室の主な利用用途	特記事項	面積 ㎡	電気設備				機械設備			
						照度 LX	電話	アンテナ 端子	その他	空調	給排水	給湯	洗面台
28	会議室関係	会議室1 (運営本部室)	会議, 研修等で利用。 メインアリーナの大会運営本部室, 運営スタッフ控室, 警備員及び警備スタッフ控室としても利用。	・メインアリーナで行われる試合やイベントの進行を管理しやすく競技フロアへのアクセスに優れた場所に設置すること。 ・可動間仕切りにより, 3分割で利用可能とし, フレキシブルに活用できるようにすること。なお, 間仕切りは遮音タイプとすること。 ・映像, 音響設備を設けること。 ・天井付のプロジェクター及びスクリーン(電動収納式)を設置すること。 ・テーブル, 椅子等を設置すること。	200～	500～	○	○		○			
29		会議室2 (監督室)	会議, 研修等で利用。 プロスポーツなどのスポーツ大会時には監督室としても利用。	・2室(1室24㎡以上)設置すること。または, 1室(48㎡以上)を分割し, 2室確保する提案も可とする。 ・上記No.5「控室兼更衣室1」に隣接して設置すること。 ・テーブル, 椅子等を設置すること。	48～	500～	○	○		○	○	○	○
30		会議室3 (ドーピングコントロール室)	会議, 研修等で利用。 プロスポーツなどのスポーツ大会時にはドーピングコントロール室としても利用。	・観客や一般利用者, 報道関係者が立ち入ることのできない場所に設置すること。 ・ドーピングコントロール室としての利用を想定し, 最大4人が利用可能な「作業室」と最大8人が十分に座れる「待合室」にパーテーション(仮設・可動式可)で区切ることができること。 ・「作業室」に隣接し, 2名以上が利用できる広さの場所にトイレを整備すること。なお, 「作業室」へのアクセスに配慮した上で, 会議室3の近隣にトイレを設置する提案も可能とする。 ・テーブル, 椅子等を設置すること。	50～	500～	○	○		○	○	○	○
31		会議室4 (コミッショナールーム)	会議, 研修等で利用。 プロスポーツ時には, コミッショナールームとしても利用。	・上記「控室兼更衣室1」及び「控室兼更衣室2」に隣接して設置すること。 ・テーブル, 椅子等を設置すること。	24～	500～	○	○		○	○	○	○
32		会議室5 (記者室)	会議, 研修等で利用。 アリーナの大会時の関係者関連諸室としても利用。 プロスポーツ等の大規模大会時にはメディア用諸室及びスペースとしても利用。	・上記「放送・記録室」に隣接して設置すること。 ・可動間仕切りにより, 2分割以上を可能とし, フレキシブルに活用できるようにすること。なお, 間仕切りは遮音タイプとすること。 ・テーブル, 椅子等を設置すること。	150～	500～	○	○		○			
33		会議室6 (記者会見室)	会議, 研修等で利用。 アリーナの大会時の関係者関連諸室としても利用。 プロスポーツ等の大規模大会時にはメディア用諸室及びスペースとしてのも利用。	・「控室兼更衣室1」から簡単にアクセスできる場所に設置すること。 ・十分な記者用のテーブル, 椅子等を用意し, 適切な音響システムを設けること。 ・部屋の片側に, 監督, 選手, または必要に応じて広報担当者, 通訳等が並ぶ舞台と専用入口を設置すること。その後ろには, さまざまなデザインに簡単に変更できる背景幕(バックボード)を設置すること。 ・可動間仕切りにより, 2分割以上を可能とし, フレキシブルに活用できるようにすること。なお, 間仕切りは遮音タイプとすること。	100～	500～	○	○		○			
34		会議室7 (ミーティングルーム)	交流・事務スペースとして, 競技団体などスポーツ関係者が優先的に利用。 スポーツ関係者の利用がない日に関しては, 一般利用者が会議, 研修等でも利用。	・サブアリーナへの動線に配慮すること。 ・スクール形式で30人以上が着席できる広さとすること。 ・競技団体などスポーツ関係者の交流・事務スペースとしてミーティングルームを設置し, 競技団体などスポーツ関係者が優先的に使用することとする。 ・テーブル, 椅子等を設置すること。	適宜	500～	○	○		○			
35		会議室8 (運営本部室(サブアリーナ))	会議, 研修等で利用。 サブアリーナの大会運営本部室, 運営スタッフ控室, 警備員及び警備スタッフ控室としても利用。	・サブアリーナで行われる試合やイベントの進行を管理しやすく競技フロアへのアクセス優れた場所に設置すること。 ・可動間仕切り(遮音タイプ)による分割利用など, フレキシブルに活用できるように工夫すること。 ・サブアリーナ関連諸室の放送・記録室に隣接して設置すること。 ・テーブル, 椅子等を設置すること。	適宜	500～	○	○		○			
36		会議室9 (控室兼師範室)	会議, 研修等で利用。 武道場での大会時に関係者控室としても利用。	・武道場への動線に配慮すること。 ・和室とすること。 ・テーブル等を設置すること。	適宜	500～	○	○		○			
37		会議室10 (控室兼師範室)	会議, 研修等で利用。 弓道場での大会時に関係者控室としても利用。	・弓道場への動線に配慮すること。 ・和室とすること。 ・テーブル等を設置すること。	適宜	500～	○	○		○			

別紙12 必要諸室及び仕様

諸室			室の主な利用用途	特記事項	面積 ㎡	電気設備				機械設備			
						照度 LX	電話	アンテナ 端子	その他	空調	給排水	給湯	洗面台
38	その他諸室	事務室	施設全体の運営管理を行う事務室として利用。	・全館放送用の放送設備を設けること。 ・その他の仕様については維持管理、運営に基づいた事業者提案による。	適宜	500～	○	○		○			
39		受付・案内	来場者の受付や、施設の案内所として利用。	・メインエントランスに面して計画すること(事務室の一部としても良い。) ・県産品を積極的に活用し、鹿児島らしさが感じられるよう設えを工夫すること。 ・受付カウンターを設けること。	適宜	適宜							
40		医務・救護室	けが人、急病人等の応急処置の拠点として利用。	・事務室との位置関係や、外部の救急車の寄り付きスペース、ストレッチャーの動線(扉寸法、廊下幅員等)を考慮して設計すること。 ・製氷機を設置すること。	適宜	500～		○		○	○	○	○
41		エントランスホール	スポーツやイベント等の利用者や観客等のエントランスとして、施設利用者だけでなく施設を利用しない県民や観光客も共用できる空間として利用。	・外部との出入口は風除室を設けること。 ・大会やイベント時の選手や観客数を考慮した広さとして。 ・県民や観光客が気軽に立ち寄れる仕組みづくりを行うこと。 ・県産品を積極的に活用し、鹿児島らしさが感じられるよう設えを工夫すること。 ・開放的な空間とし、適宜ベンチ等を設置すること。 ・県ゆかりのトップアスリートに関する情報など、様々な情報を発信するスペースを設けること。 ・大規模イベントの入退館時等の滞留に係る安全性を考慮し、十分な滞留空間を確保すること。	適宜	300～		○		○			
42		展望スペース	桜島や錦江湾の眺望を楽しめる新たな空間を創出し、交流スペースとして利用。	・テーブルや椅子を設置し、打ち合わせや飲食が出来るスペースとすること。 ・自動販売機等を設置すること。 ・桜島や錦江湾の眺望を楽しめるとともに、メインアリーナの状況を見ることができるようになること。	適宜	300～		○		○			
43		キッズルーム・授乳・搾乳室	施設利用者の乳幼児が安全に遊びながら、体を動かす楽しさを体験できる空間として利用。	・子どもが安全に遊べる遊具を配置すること。 ・保護者の見守りスペースの設置や内部が見守れるような構造にすること。 ・トイレを設置するとともに、親子で利用できるよう配慮すること。 ・隣接して授乳・搾乳やオムツ替えのスペース、ベビーカーが置けるスペースを確保すること。	適宜	300～		○		○	○	○	○
44		トイレ		・衛生工学会基準(レベル2以上)による便器数を確保すること。 ・車いす使用者用のトイレについては、「鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」の目標となる基準を踏まえ整備すること。 ・利用者数、観客数等を考慮した配置とすること。 ・子どもの利用に配慮すること。 ・女性用にはパウダーコーナーを設けること。 ・ICT等を活用し、利用者がトイレの空き状況がわかるようにすること。入室時にトイレの空きが一目でわかるように工夫すること。 ・イベント時に男女比率を変更できるようにすること。	適宜	200～				○	○	○	○
45		各種設備スペース		適宜必要と思われる諸室を配置すること。		適宜							
46		屋外展望デッキ	桜島や錦江湾の眺望を楽しめる新たな空間を創出し、交流スペースとして利用。	・桜島や錦江湾の眺望を楽しめるようにすること。 ・車いす使用者の利用に十分配慮した計画とすること。 ・館内からの動線に配慮すること。 ・県民や観光客が気軽に立ち寄れる仕組みづくりを行うこと。 ・来場者が、桜島や鹿児島港本港区エリアなど、展望デッキから見える景色の概要や歴史がわかるよう工夫すること。	適宜	適宜							
47		屋外アプローチデッキ(2階レベル)	スポーツ・コンベンションセンターへのアプローチ動線として利用。	・スポーツ・コンベンションセンターに四方からアクセスできるよう、施設を囲むアプローチデッキを設けること。 ・車いす使用者の利用や地震時など緊急時も安全に避難できるように十分配慮した計画とすること。 ・観客席やエントランスホールへの動線に配慮すること。 ・中心市街地への動線や、多目的広場、ウォーターフロントパークとの連携などのアクセス性能に配慮すること。 ・将来的に、事業用地外の周辺施設からの連絡通路が整備されることを想定し、接続が可能な仕様とすること。 ・利用者が歩いて楽しめる仕組み作りを行うこと。	適宜	適宜							
48		その他諸室		職員更衣室や休憩室、給湯室、清掃員控室、警備員室、管理用倉庫、喫煙室、給湯室、ゴミ置場等、上記以外に必要なと思われる諸室は適宜設置すること。	適宜								

注)表記内容は基本的な区分や最低水準となる面積等を示しており、同等性能による工夫や、空欄部分も含めた事業者提案、計画に応じた設置について県と協議を行うこと。